

## 意見書案第1号

悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書について

悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年3月19日提出

議会運営委員長 十河剛志

悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書

消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下、検討委員会）において、2020年8月19日に報告書がまとめられ、公表されました。特に、大きな社会問題となった豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL（株）など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等と明記されました。

消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡がつかないなどの相談が激増しており、解決を図ることが容易ではなく深刻な事態です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の消費者の不安につけ込む、マスクなどの送り付け商法（ネガティブオプション）についても社会問題となりました。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。社会問題となっている、これらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要です。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

### 記

1. 検討委員会報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早急に進め、改正すること。
2. 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を政府に要請するとともに、特定商取引法を改正すること。
3. 送り付け商法については、政府に対し、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じること。
4. 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や両者の連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月19日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)、  
衆議院議長、参議院議長

## 意見書案第 2 号

コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書について

コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 3 年 3 月 1 9 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

### コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書

日本の農業をめぐるには、TPP11 や日米貿易協定など大型貿易協定が相次いで発効し、今通常国会においても RCEP の承認案を提出、早期解決を目指しています。特に RCEP の加盟国には脅威となる中国と韓国も含まれ、さらに、米国との追加交渉が今後懸念されるなど、農畜産物の一層市場開放を求めてくる可能性が高く、重要品目を抱える本道農業への甚大な影響が危惧されています。

新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減、インバウンド需要の落ち込みなどにより、地域経済への打撃が深刻化しています。また、農業においても、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

なかでも、米においては、家庭需要の伸びなどで道内食率が前年度の 86% から 88% に向上しているものの、コロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、主産地の豊作により滞留在庫が深刻化し、価格が下落傾向にあるため、今年産の作柄次第では米価暴落の恐れがあります。

加えてコロナ禍の収束が見えない状況下において、第 1 次産業を主としている北海道にとっては、今後も農畜産物への影響が続くと関連企業の縮小・倒産など、地域経済にも大きな損失を与えます。

よって国においては、農業者が本年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化や米価暴落を防ぐ緊急対策を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分確保し、下記事項について実施するよう強く要望します。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えないなか、一層のインバウンドや観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みなどで、地域経済への影響が今後も懸念され、地域社会全体への影響が必至のことから、経済を活性化する対策の強化とともに、地方自治体への対策関連予算を十分確保し、適時対応を図ること。
2. コロナ禍による中食・外食需要の減退で農畜産物等の消費が大きく落ち込み、在庫の積み増しが深刻化しており、特に、米需要減少分を子ども食堂等への支援、ODA を活用した援助、政府備蓄米の追加買い上げなどの緊急対策を講じ、米価暴落を防ぐとともに、農畜産物需要の喚起を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 3 月 19 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長